吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

（変更事項）

2020 年 3 月 27 日
北陸電力株式会社

2020年3月27日

吸収分割に係る事前開示事項（変更事項）

富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員　金井　豊

当社は，2019年4月25日付で当社の100％子会社である北陸電力送配電株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき，2020年4月1日を効力発生日として，当社が一般送配電事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

今般，会社法施行規則第183条第6号に定める事項に変更が生じましたので，同条第7号の規定により，2019年6月5日付「吸収分割に係る事前開示書面」のうち「吸収分割に係る事前開示事項」第6項第2号を下記のとおり変更いたします（下線は変更箇所）。

記

6．本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(2) 本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

吸収分割承継会社の成立の日である2019年4月1日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は，それぞれ1,000万円及び0円です。

本件分割により吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の額は，それぞれ4,507億円及び131億円です。

また，吸収分割承継会社の2019年4月1日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予測される吸収分割承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても，本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

なお，上記6．(1) に記載のとおり，当社の既存の社債に係る社債権者等の権利を保護するため，吸収分割承継会社が本件分割の効力発生日と同日に，当社に対して社債を発行することなどを予定しており，当該社債発行等に伴う吸収分割承継会社の資産及び負債の額の変動は，負債の額が3,762億円増加するのみであり，資産の額は変動いたしません。当該負債の額の増加を考慮しても吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点及び吸収分割承継会社の収益状況等に鑑みて，吸収分割承継会社が当社から承継する債務については，本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

以　上